

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託 プロポーザル実施要領

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル実施要領（以下「本要領」という。）は、吉野ヶ里町（以下「本町」という。）が吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託（以下「本業務」という。）の委託候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するためにその募集手続その他必要な事項を定めるものである。

1 目的

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、本業務の委託候補者の選定にあたっては、意欲的で、経験・能力、実施体制を有し、行政、保護者、地域、学校とともに、魅力あふれる学校建設や学校運営を目指すことができる最適な委託候補者を選定すべく、プロポーザル方式による選定を実施することとした。

また、発注者の意図を十分に理解し、関係機関との調整を円滑に行いながら、柔軟かつ着実に業務を実施できる者を選定する。

2 業務概要

（１）業務名

吉教学第 08025 号

吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託

（２）業務の目的

別紙「吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託 仕様書」（以下「仕様書」という。）に示すとおりとする。

（３）業務内容

別紙「仕様書」に示すとおりとする。

（４）特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

なお、本プロポーザルは具体的な設計案を求めるものではなく、各テーマに対する基本的な考え方、発想、解決方法及び業務の進め方を評価するものである。

【特定テーマ①】関係者の意見把握及び基本構想・基本計画への反映

【特定テーマ②】候補地比較及び建設地選定

【特定テーマ③】新しい時代の学びを実現する学校施設整備の考え方

※本テーマは学校施設の具体的な設計案又は配置計画の提案を求めるものではなく、新しい時代の学びを実現するための施設整備の基本的な考え方、視点及び検討手法の提案を求めるものである。

【自由提案】本町の地域特性及び教育環境を踏まえ、本業務の成果向上又は円滑な推進に資する独自提案

(5) 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

3 委託料上限額

28,644,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

〔年度割上限額〕うち令和 8 年度：10,741,000 円

令和 9 年度：17,903,000 円

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 実施スケジュール（予定）

本プロポーザルにおけるスケジュールは次のとおりとする。

内容		期日等
(1)	公告（公募開始）	令和 8 年 10 月 23 日（金）
(2)	参加表明に係る質問受付期限	令和 8 年 10 月 23 日（金）から 令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時 15 分まで
(3)	参加表明に係る質問回答期限	令和 8 年 11 月 4 日（水） （町ホームページ掲載）
(4)	参加表明書等の受付期限	令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 5 時 15 分必着
(5)	参加資格確認	令和 8 年 11 月 10 日（火）～11 月 12 日（木）
(6)	参加資格確認の結果通知	令和 8 年 11 月 13 日（金）
(7)	技術提案書等に係る質問受付期間	令和 8 年 11 月 13 日（金）から 令和 8 年 11 月 20 日（金）午後 5 時 15 分まで
(8)	技術提案書等に係る質問回答期限	令和 8 年 11 月 30 日（月） （町ホームページ掲載）
(9)	技術提案書提出期限	令和 8 年 12 月 14 日（月）午後 5 時 15 分必着
(10)	技術提案書審査 （プレゼンテーション）	令和 8 年 12 月 16 日（水）予定 ※詳細は別途通知 【予備日：令和 8 年 12 月 17 日（木）】
(11)	審査結果通知	プレゼンテーション後概ね 1 週間以内

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、公告日において、令和 7・8 年度吉野ヶ里町入札参加資格者名簿（建築 C：建築関係建設コンサルタント業務）に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

- (2) 参加表明書の提出期限の6ヶ月前からプレゼンテーション・ヒアリングまでの間に、金融機関等において、不渡り手形を出していない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (4) 本業務の公告の日から審査結果通知までの間に、国、佐賀県及び県内各市町若しくは福岡県及び県内各市町村の委託業務等に係る指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 佐賀県又は福岡県内に本店、支店又は営業所等を有している者であること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 平成28年4月1日から令和8年3月31日において、官公庁が発注する本業務と同種又は類似業務の実績（契約金額は問わない）を有していること。
 - ア 同種業務とは、小学校、中学校、義務教育学校の新築に係る基本構想・基本計画の策定業務。
 - イ 類似業務とは、小学校、中学校、義務教育学校の増改築に係る基本構想・基本計画の策定業務。
- (8) 本業務を実施するにあたり、本町の意図及び目的を十分に理解したうえで、同種又は類似業務について経験のある業務責任者（管理技術者）、業務主任者（主任技術者）を定め、配置すること。なお、本業務の一部を協力事業者へ再委託する場合は、参加者が業務全体を統括すること。

7 協力事業者

- (1) 参加者は、本業務の一部について専門的知識又は技術を必要とする場合は、協力事業者（再委託予定者）を配置することができる。
- (2) 協力事業者を配置する場合は、参加表明書提出時に配置予定技術者調書（様式第4号）の再委託の有無を記載の上、提出するものとする。
- (3) 協力事業者を配置する場合であっても、本業務履行及び成果品に関する一切の責任は参加者が負うものとする。
- (4) 協力事業者は、本業務に必要な専門的知識及び技術を有する者とする。
- (5) 協力事業者は、本プロポーザルに参加する他の参加者の構成員となることはできない。
- (6) 参加表明書提出後の協力事業者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由があり、町が認めた場合はこの限りでない。

8 説明会の開催

実施しない。

9 質疑・応答

(1) 受付期間

ア 参加表明に係る質問受付期間

令和8年10月23日（金）から令和8年10月30日（金） 午後5時15分まで

イ 技術提案書等に係る質問受付期間

令和8年11月13日（金）から令和8年11月20日（金） 午後5時15分まで

(2) 質問方法

別添の質問書（様式第11号）により「17. 問合せ先」のメールアドレスに電子メールで提出すること。

(3) 提出先

吉野ヶ里町 学校教育課 学校整備推進室

（送付先等は「17. 問合せ先 E-mail アドレス」を参照）

(4) 回答日

ア 参加表明に係る質問回答

令和8年11月4日（水）までに随時回答する。

イ 技術提案書等に係る質問回答

令和8年11月30日（月）までに随時回答する。

(5) 回答方法

質問者へ電子メールで回答すると同時に、質問者名等を伏せた上で、吉野ヶ里町公式ホームページに掲載する。

<https://www.town.yoshinogari.lg.jp/lifeinfo/soshiki/gakko/4/index.html>

10 参加申込の手続

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式等	提出部数
1	参加表明書	様式第1号	1部
2	会社概要書	様式第2号	1部
3	同種・類似業務の履行実績表	様式第3号	1部
4	配置予定技術者調書	様式第4号	1部
5	管理技術者及び主任技術者の業務実績等	様式第5号	各1部

※様式第3号、第4号及び第5号の「管理技術者」は業務責任者、「主任技術者」は業務主任者を指す。

(2) 留意事項

- ① 法人及び予定技術者（管理技術者及び主任技術者）の業務実績は、過去10年間に於いて、同種又は類似業務を元請として受注し、完了したものを対象とすること。なお、予定技術者との雇用関係を証明する書面（健康保険証等、記号番号特定に係る部分は黒塗りすること。）を併せて提出すること。

② 業務の一部を第三者に委託する場合は、配置予定技術者調書（様式第4号）に記載するとともに、契約締結時に承諾手続を経ること。ただし、管理技術者及び主任技術者を第三者に委託することはできない。

③ 記載した業務実績については、契約書の写し及び完了確認書類の写しの両方、又は TECRIS 登録の写し等を提出すること。

また、予定技術者がその業務を担当したことを証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。

④ 様式第5号については、様式第4号「配置予定技術者調書」に記載した管理技術者及び主任技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和8年11月10日（火） 午後5時15分必着

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）に限る。なお、直接持参する場合は、提出日の前日までに電話にて連絡し、平日の午前8時30分から午後5時15分までに持参すること。

(5) 提出先

吉野ヶ里町 学校教育課 学校整備推進室

（送付先等は「17. 問合せ先」を参照）

11 参加資格確認・通知

(1) 参加資格確認

事務局（学校整備推進室）は、提出された参加表明書類により本要領6に定める参加資格要件を確認する。参加資格を有しない者については、その旨及び理由を通知する。

(2) 一次審査

参加資格を有する者が6者以上の場合は、別に定める審査基準に基づき一次審査を行い、評価点の高い者から5者程度を二次審査対象者として選定する。同点の場合の順位決定方法は、審査基準に定めるところによる。

参加資格を有する者が5者以下の場合も、別に定める審査基準に基づき一次審査を行い、当該全者を二次審査対象者とする。

(3) 通知

参加資格確認の結果通知は、令和8年11月13日（金）付の郵送で行い、併せて電子メールで通知する。

12 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式等	提出部数
1	技術提案書等表紙①	様式第6号（A4 又は A3）	各 11 部

2	技術提案書等表紙②	様式第 7 号 (A4 又は A3)	(正本 1 部・ 副本 10 部)
3	業務の実施方針・実施体制・業務工程	様式第 8 号 (A4 又は A3)	
4	テーマ別技術提案書	様式第 9 号 (A4 又は A3)	
5	参考見積書	様式第 10 号	1 部

(2) 留意事項

- ① 文字サイズは、10.5 ポイント以上とし、字体は読みやすいものとする。
- ② 様式 8 号を別紙で提出することができるものとする。別紙とする場合、実施方針、実施体制、業務工程の項目毎に A 4 用紙 2 枚若しくは A 3 用紙 1 枚で提出することもできるものとする。
- ③ 本要領「2 業務概要 (4)」に示した特定テーマ及び自由提案に対する取組方法を具体的に記載すること。記載にあたっては、1 テーマにつき A 4 用紙 2 枚までとする。※ A 4 用紙 2 枚分を A 3 用紙 1 枚として提出することもできるものとする。
- ④ 見積書には、仕様書に記載された内容を踏まえ、その経費を記載し、提出すること。なお、見積書は、「3 委託料上限額」で示す上限（総額及び年度割上限額）を超えないこととし、各年度は該当予算の範囲内で提案すること。
- ⑤ 提案は文章による表現を原則とし、各特定テーマに対する基本的な考え方、発想、解決方法及び業務の進め方を簡潔に記載すること。
- ⑥ イラスト、イメージ図、ダイアグラム、ゾーニング図、動線図その他の視覚的表現は、説明文を補完するために必要最小限の範囲で使用することができる。ただし、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みその他簡易でない表現をしてはならない。
- ⑦ 次に掲げる表現は認めない。
 - ア 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧又は精密な透視図その他具体的な設計案と認められる表現
 - イ 大半の室の位置・形状、柱の位置、扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
 - ウ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感、サッシの割付け等の表現
 - エ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状又は具体的な寸法の表現
- ⑧ 前号に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツール及びカラーを用いた表現を認める。
- ⑨ 技術提案の評価は、文章により表現された内容を基本として行い、文章を補完するイメージ図等について、見栄え又は精度によって評価の差を設けない。説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分は、評価対象としない。
- ⑩ 視覚的表現が前各号に定める許容範囲を超えていると審査委員会が判断した場合は、当該表現に対応する評価項目について、各委員が付した得点の 2 分の

1 を減点する。

- ⑪ 副本には、提出者を特定することができる社名、組織名、技術者名、過去の業務名その他これらに類する記載をしてはならない。なお、固有名詞を伏せ、自治体種別・施設種別等の一般化記載は可とする。

(3) 提出期限

令和 8 年 12 月 14 日（月）午後 5 時 15 分必着

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）に限る。なお、直接持参する場合は、提出日の前日までに電話にて連絡し、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに持参すること。

(5) 提出先

吉野ヶ里町 学校教育課 学校整備推進室

（送付先等は「17. 問合せ先」を参照）

13 プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション審査（二次審査）

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式による業務委託に係る候補者選定を厳正かつ公平に行うため、吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査委員会を設置する。なお、審査基準は、「吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査基準」に定める。

(2) 開催日時

令和 8 年 12 月 16 日（水）予定

（予備日：令和 8 年 12 月 17 日（木））

(3) 場所

吉野ヶ里町役場（新庁舎） 2 階 204 会議室（予定）

(4) 出席者

予定管理技術者・主任技術者を含め 5 名以内とする。

(5) その他

- ① プロジェクター、HDMI ケーブル及びスクリーンは町において用意する。
- ② プレゼンテーションは、本件業務を担当する者が説明を行うものとする。
- ③ プレゼンテーションは 1 者ごとに実施し、説明 30 分以内、質疑応答 10 分以内とする。
- ④ プレゼンテーションの際は、技術提案書の内容をまとめたプレゼンテーション資料を配付することができるものとする。資料を配付する場合は、プレゼンテーション資料を 11 部（社名入りの正本 1 部、社名なしの副本 10 部）用意し、当日のプレゼンテーションの場で配付するものとする。
- ⑤ プレゼンテーション及び配付資料は、提出済みの技術提案書の内容を説明又は要約するものに限り、新たな提案、追加資料、具体的な設計案又は技術提案書で認められない視覚的表現を用いてはならない。

14 審査

(1) 審査基準

参加表明書、技術提案書、参考見積書並びにプレゼンテーション及びヒアリングの評価項目、評価方法、配点、評価尺度、評価点の算出方法、最低基準点並びに同点の場合の順位決定方法は、別に定める「吉野ヶ里町立中学校統合整備基本構想・基本計画策定等業務委託プロポーザル審査基準」（以下「審査基準」という。）による。

(2) 一次審査

一次審査は、事務局が審査基準に基づき参加表明書等を評価する書類審査とする。参加資格を有する者が6者以上の場合は評価点の高い者から5者程度を二次審査対象者として選定し、5者以下の場合は当該全者を二次審査対象者とする。

(3) 二次審査

二次審査は、プロポーザル審査委員会が審査基準に基づき、技術提案書、参考見積書並びにプレゼンテーション及びヒアリングを評価する。

(4) 選定評価点

選定評価点は、一次審査の評価点と二次審査の評価点を合算して算出する。最低基準点及び順位の決定方法は、審査基準による。

15 技術提案書選定方法・通知

プロポーザル審査委員会は、審査基準に基づき順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者（以下「委託候補者」という。）とし、第二位の者を次点者とする。審査結果は、全ての技術提案書提出者に書面で通知する。

技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を通知する。

16 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出は1者につき1案とする。
- (4) 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- (5) 提出期限以降における参加表明書、技術提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、記載した予定技術者（管理技術者及び主任技術者）は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者に変更することについて、町の実情を踏まえて了解を得なければならない。
- (6) 本件プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（様式第12号）によりその旨届け出るものとする。
- (7) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ① 参加資格要件を満たしていない場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合又は審査に影響を与えるような不備があつ

た場合

- ③ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ④ 見積書の金額が、総額又はいずれかの年度割上限額を超過した場合
 - ⑤ 本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (8) 契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金の納付を求める。(吉野ヶ里町財務規則第167条第1項)ただし、契約保証金に代わる担保となる保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。(吉野ヶ里町財務規則第167条第3項)
- (9) 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類については、町は全部を無償で使用(複製、転記又は複写をいう。)することができるものとする。

17 問合せ先

〒842-8501

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1262番地2(新庁舎3階)

吉野ヶ里町教育委員会 学校教育課 学校整備推進室

電話番号 0952-37-0339(直通)

FAX番号 0952-53-1106

E-mailアドレス gakkouseibi@town.yoshinogari.lg.jp